

証券コード 4598
2021年6月14日

株 主 各 位

徳島県徳島市川内町宮島錦野37番地の5
Delta-Fly Pharma株式会社
代表取締役社長 江 島 清

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、3～4ページに記載のご案内に従って、2021年6月28日（月）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年6月29日（火曜日）午前10時 （受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 徳島県徳島市寺島本町西1丁目61番地 JRホテルクレメント徳島 4階 クレメントホール （末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 報告事項 | 第11期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第2号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役及び監査役の報酬額改定の件 |

以 上

<新型コロナウイルスをはじめとする感染予防に関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染症拡大が続いております。多くの株主様が集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。当日のご来場に関しては、感染の回避のため自粛願います。

当日のご出席に代えて、スマートフォン等によるインターネット行使または書面（郵送）による行使が可能です。是非、事前の議決権行使をご活用ください。

新型コロナウイルスをはじめとする感染予防及び拡散防止のため、当日スタッフはマスク着用にて対応させていただく場合があります。株主総会にご出席される株主様におかれましても、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会へご出席される皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.delta-flypharma.co.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネットまたは書面（郵送）による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、次のいずれかの方法により議決権をご行使いただくことができます。**議決権は行使期限の2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで**にご行使ください。



1. インターネットによる議決権行使

(1) 「スマート行使」による方法

- ①同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード※1をスマートフォン等※2にてお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）及びパスワードのご入力は不要です）。
- ②「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記（2）の方法により再度ご行使いただく必要があります。

(2) 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

- ①当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- ②議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- ③パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- ④パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

2. 書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**行使期限までに到着するようご返送ください。**ご返送の際は同封の記載面保護シールをお使いになれます。

3. その他

- (1) 議決権行使は行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2) 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である

みずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)

以上

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020年の東京オリンピック、パラリンピックが延期され、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出など状況が変化するなか、小売店、飲食店の時間短縮営業、旅行やイベントの自粛・移動制限など企業活動や個人消費が縮小し景気後退の局面となりました。また、米国ファイザー社をはじめ新型コロナウイルスワクチンが承認され、わが国でも予防接種が開始されているものの、新型コロナウイルス感染症は再拡大しており先行きは依然として不透明な状況が続いております。

この様な経済状況の中、世界の医薬品業界は、新型コロナウイルスの広範囲な感染拡大によって、医薬品製造に必要な物資の移動制限や、新薬開発における臨床試験の遅延などが発生し、成長が鈍化してきております。世界的なパンデミックに対応するための抗ウイルス薬やワクチンの開発が、米国を中心として急速に進められ、ワクチン接種も同時に進められております。一方、わが国においては、医家向製品が前年比-2.4%となり、厚生労働省から発表された2021年度の薬価改定官報告示では、全医薬品の69%に相当する1万2,180品目が対象となり、約4,300億円の医療費削減を見込んでおり、引き続き厳しい状況が予想されています。

当社では、がん患者の高齢化による治療への懸念や新薬の高額化による費用への不安が進む中、経済的にも安心して家族のがん患者にも勧められる治療法を提供することを目指して、「モジュール創薬」に基づく研究開発に取り組み、着実に臨床開発を前進させました。

抗がん剤候補化合物DFP-10917は、米国における臨床第Ⅲ相試験の症例登録を進めました。ほとんどの医療機関で新型コロナウイルス感染拡大による影響がでていますが、治験対象範囲の拡大や治験参加施設の拡大などの対応により、臨床試験を継続しています。また、日本におけるライセンスパートナーの日本新薬(株)が国内の臨床第Ⅰ相試験の治験計画届書を医薬

品医療機器総合機構に提出し、臨床試験を開始しました。抗がん剤候補化合物DFP-14323は国内における臨床第Ⅱ相試験の症例登録を完了し、無増悪生存期間と全生存期間を明らかにするための経過観察を継続しております。抗がん剤候補化合物DFP-17729は国内における臨床第Ⅰ／Ⅱ相試験を開始し、第Ⅰ相試験部分の症例登録の完了まで進めました。抗がん剤候補化合物DFP-11207は治験薬の製造を行い、臨床第Ⅱ相試験の開始に向けて、新型コロナウイルス感染拡大の影響の少ない日本での実施の検討を開始しました。抗がん剤候補化合物DFP-14927は、米国において臨床第Ⅰ相試験を進め、第4段階の投与量までの安全性が確認できました。また、抗がん剤候補化合物DFP-10825は日本における臨床第Ⅰ相試験の開始に向けて、治験用原薬の製造並びに前臨床試験を実施しました。

以上の結果、当事業年度の事業収益は、日本ケミファ(株)及び日本新薬(株)とのライセンス契約によるマイルストーン収入を取得したことに伴い、300百万円(前事業年度比200.0%の増加)となりました。事業費用につきましては、開発パイプラインの臨床試験における医療機関並びに症例数の増加、次試験に向けた治験薬となる原薬や製剤の製造などを進めたことなどに伴い、研究開発費が866百万円(前事業年度比38.0%の減少)となりました。この結果、営業損失は852百万円(前事業年度は1,545百万円の損失)となりました。また、営業外費用として主に株式交付費4百万円(前事業年度比591.0%の増加)と為替差損3百万円(前事業年度比48.4%の減少)を計上したことにより、経常損失は859百万円(前事業年度は1,552百万円の損失)、当期純損失は862百万円(前事業年度は1,555百万円の損失)となりました。

なお、当社は医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績を記載しておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において重要な設備投資はありません。

③ 資金調達状況

当社は、当事業年度中に、新株予約権の発行及び新株予約権の行使等を受けたことにより、885百万円の資金を調達しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 8 期 (2018年3月期) | 第 9 期 (2019年3月期) | 第 10 期 (2020年3月期) | 第 11 期 (当事業年度) (2021年3月期) |
|--------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|---------------------------------|
| 事業収益(百万円) | 150 | — | 100 | 300 |
| 経常損失(△)(百万円) | △244 | △671 | △1,552 | △859 |
| 当期純損失(△)(百万円) | △246 | △673 | △1,555 | △862 |
| 1株当たり当期純損失 (△) (円) | △71.20 | △170.16 | △348.32 | △187.34 |
| 総 資 産(百万円) | 864 | 3,567 | 2,162 | 2,161 |
| 純 資 産(百万円) | 822 | 3,504 | 2,056 | 2,078 |
| 1株当たり 純 資 産 (円) | 228.15 | 801.93 | 456.47 | 390.87 |

(注) 2018年6月23日開催の第8回定時株主総会決議により、2018年6月25日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「モジュール創薬」により、安心して家族のがん患者に勧められる治療法を提供することを目指しています。このような背景の下で、当社は、次の対処すべき課題に取り組んでまいります。

①DFP-10917の開発推進

再発・難治性急性骨髄性白血病治療剤のDFP-10917は、米国における臨床第Ⅲ相試験の症例登録を進めました。ほとんどの医療機関で新型コロナウイルス感染拡大による影響がでていますが、治験対象範囲の拡大や治験参加施設の拡大などの対応をし、症例登録への影響を少なくする対策などで臨床試験を継続しています。また、日本における独占的開発及び販売のライセンス契約を締結している日本新薬(株)に対しては、国内での臨床第Ⅰ相試験が円滑に進むように、継続して支援してまいります。なお、日本以外のテリトリーについては、米欧並びにアジアの提携パートナーと協議を進めており、再発・難治性急性骨髄性白血病の治療においてグローバル展開を目指してまいります。

②DFP-14323の開発推進

がん免疫機能調整剤のDFP-14323は、日本国内における臨床第Ⅱ相試験の症例登録を完了し、無増悪生存期間や全生存期間を明らかにするための経過観察を継続しております。この臨床試験データに基づいて、臨床第Ⅲ相試験（大規模比較試験）の計画を進めるとともに、このデータに高い関心を示している国内外の製薬企業の協力を得て、臨床第Ⅲ相試験の加速を目指してまいります。

③DFP-17729の開発推進

がん微小環境改善剤のDFP-17729は、国内における臨床第Ⅰ／Ⅱ相試験を開始し、第Ⅰ相試験部分の症例登録の完了まで進めました。臨床第Ⅱ相試験部分を早急に実施し、その結果に基づいて効果と安全性を評価し、日本における独占的販売のライセンス契約を締結している日本ケミファ(株)からの協力を得て、臨床第Ⅲ相試験への移行や、医薬品医療機器総合機構への承認申請などの可能性についても検討してまいります。

④その他の開発推進

当社は、DFP-11207、DFP-14927及びDFP-10825などの複数の開発品を保有しています。

がん細胞代謝調節剤のDFP-11207については、日本での臨床第Ⅱ相試験の実施に向けて検討を開始しており、日米欧並びにアジアにおける提携パートナーの確保を目指してまいります。

抗がん剤高分子デリバリーのDFP-14927については、米国において臨床第Ⅰ相試験を進め、推奨投与量を確定した後、前期第Ⅱ相試験に相当する拡大試験に移行させてまいります。

核酸医薬デリバリーのDFP-10825については、臨床第Ⅰ相試験の開始に向けた治験薬の準備及び前臨床試験を進め、国内外の会社から支援を受けながら、更に開発を進めてまいります。

これら複数の開発品を世界の主要国において承認を取得するためには、臨床試験を実施するための開発体制の強化と開発資金の確保が課題となります。このため、当社は提携パートナーの獲得を目指しながら、公募増資や新株予約権の行使で調達した資金を計画的に投入して開発の推進を図ってまいります。

⑤開発パイプラインの充実

当社は、「モジュール創薬」により新しい抗がん剤候補化合物の探索研究を行っており、これらの候補化合物を開発パイプラインに載せられる段階まで推進するためには、開発資金の確保が課題となります。

⑥財務体質の強化

当社は、多額の研究開発費用が先行して必要となるため、継続的な営業損失が発生するとともに営業キャッシュ・フローもマイナスとなる傾向があり、そのため、財務体質の強化が課題となります。今後は、ライセンス契約の締結を始めとした国内外のパートナーとの提携、研究開発活動の適切なコントロールに加え、株式市場や金融機関からの資金調達等により、更なる財務体質の強化に努める方針です。

⑦人材の獲得

当社は、研究開発のマネジメント業務に特化し、外部の人材紹介企業を有効活用することにより、小規模な組織で効率的な運営を行っております。しかしながら、上記の通り、今後開発品の増加が見込まれるため、適切な人材確保を図っていく方針です。

(5) **主要な事業内容** (2021年3月31日現在)

当社は、新規抗がん剤の開発事業を主要な事業としております。主要な開発パイプラインは以下の通りです。

| 開発品 (投与方法) | 作用機序 | 対象疾患 | 開発段階 (開発地域) | 提携会社 |
|---------------------|--|------------------------|------------------|-----------|
| DFP-10917 (持続静注) | がん細胞周期調節 (細胞周期G2/M期停止) | 難治性又再発 急性骨髄性白血病 | 第Ⅲ相試験中 (米国) | — |
| | | | 第Ⅰ相試験中 (日本) | 日本新薬(株) |
| DFP-14323 (経口) | がん免疫機能調整剤 (抗腫瘍免疫能活性化) | 肺がん等 | 第Ⅱ相試験中 (日本) | — |
| DFP-11207 (経口) | がん細胞代謝調節剤 (チミジル酸シンターゼ ^β 阻害) | 固形がん (膵がん等) | 第Ⅱ相準備中 (米国) | — |
| DFP-14927 (静注) | 抗がん剤高分子 デリバリー | 固形がん (血液がん) | 第Ⅰ相試験中 (米国) | — |
| DFP-17729 (経口) | 腫瘍微小環境制御剤 (Na ⁺ /H ⁺ 交換輸送体阻害) | 固形がん (膵がん他) | 第Ⅰ/Ⅱ相試験中 (日本) | 日本ケミファ(株) |
| DFP-10825 (腹腔内) | 核酸医薬デリバリー (チミジル酸シンターゼ ^β 阻害) | 腹膜播種転移がん (胃がん、卵巣がん) | 前臨床試験中 | — |

(6) **主要な営業所及び工場** (2021年3月31日現在)

| | |
|-------|--|
| 本 社 | 徳島県徳島市川内町宮島錦野37番地の5 |
| 事 業 所 | 東京事務所：東京都中央区 北京事務所：中国北京市朝陽区 バンクーバー事務所：カナダブリティッシュコロンビア州 |

(7) **使用人の状況** (2021年3月31日現在)

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 11 (1) 名 | 2名減 (1名減) | 51.0歳 | 5.7年 |

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 14,420,000株

(2) 発行済株式の総数 5,314,600株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は810,000株増加しております。

(3) 株主数 4,766名

(4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|----------|---------|
| 江 島 清 | 775,000株 | 14.6% |
| MSIP CLIENT SECURITIES | 240,250 | 4.5 |
| 株 式 会 社 S B I 証 券 | 224,734 | 4.2 |
| BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED (LONDON BRANCH)/SMTTIL/ JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC | 165,800 | 3.1 |
| 三 洋 化 成 工 業 株 式 会 社 | 150,000 | 2.8 |
| ニッセイ・キャピタル6号投資事業有限責任組合 | 146,100 | 2.7 |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社 | 124,300 | 2.3 |
| ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合 | 121,500 | 2.3 |
| 協 和 化 学 工 業 株 式 会 社 | 100,000 | 1.9 |
| 飯 塚 健 蔵 | 85,000 | 1.6 |

(注) 持株比率は自己株式 (58株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| | | 第 3 回 新 株 予 約 権 |
|------------------------|-------------------|---|
| 発行決議日 | | 2020年12月8日 |
| 新株予約権の数 | | 750個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 75,000株 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権1個当たり1,000円 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり155,300円 (1株当たり1,553円) |
| 権利行使期間 | | 2020年12月24日から2030年12月23日まで |
| 行使の条件 | | (注) |
| 役員 の 保有 状況 | 取締役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 700個 目的となる株式数 70,000株 保有者数 4名 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 4名 |

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

| | | 第 3 回 新 株 予 約 権 | |
|------------------------|-------|-------------------------------------|--------|
| 発行決議日 | | 2020年12月8日 | |
| 新株予約権の数 | | 750個 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 75,000株 (新株予約権1個につき100株) | |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権1個当たり1,000円 | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり155,300円 (1株当たり1,553円) | |
| 権利行使期間 | | 2020年12月24日から2030年12月23日まで | |
| 行使の条件 | | (注) | |
| 使用人等への交付状況 | 当社使用人 | 新株予約権の数 | 10個 |
| | | 目的となる株式数 | 1,000株 |
| | | 保有者数 | 2名 |

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他新株予約権等の状況

| | |
|--|---|
| | 第 4 回 新 株 予 約 権 |
| 発 行 決 議 日 | 2020年12月 8 日 |
| 新 株 予 約 権 の 数 | 9,000 個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式 900,000株 (新株予約権 1 個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権 1 個当たり630円 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 当初行使価額 1 株当たり1,553円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。その価額が下限行使価額(1株当たり932円)を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。 |
| 権 利 行 使 期 間 | 2020年12月25日から2022年12月26日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 行 使 の 条 件 | 本新株予約権の一部行使はできない。 |
| 割 当 先 | みずほ証券株式会社 |

4. 会社役員の様況

(1) 取締役及び監査役の様況 (2021年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の様況 |
|----------|--------|---------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 江島 清 | |
| 取締役 | 飯塚 健蔵 | 研究開発部門担当 |
| 取締役 | 松枝 康雄 | 事業戦略部門担当 |
| 取締役 | 黒滝 健一 | 管理部門担当 |
| 取締役 | 板東 良彦 | |
| 取締役 | 篠原 健 | あわ共同法律事務所パートナー弁護士 |
| 取締役 | 岸井 幸生 | 岸井幸生公認会計士事務所 代表 LBAアドバイザー(株) 代表取締役 |
| 取締役 | 小南 欽一郎 | テック&フィンストラテジー(株) 代表取締役 |
| 常勤監査役 | 前田 真明 | |
| 監査役 | 木村 正弥 | (株)アイ・エム・ケー・ライフサイエンス 代表取締役 |
| 監査役 | 山本 昇平 | (株)Necusto 代表取締役 |

- (注) 1. 取締役板東良彦氏、篠原健氏、岸井幸生氏及び小南欽一郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役前田真明氏及び山本昇平氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役前田真明氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2020年6月26日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって、藤倉昭敏氏は監査役を辞任いたしました。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2)責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社取締役及び当社監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で締結しております。保険料は会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|--------------------|--------------------|--------------------|-------------|------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | |
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 76,125 (13,500) | 76,125 (13,500) | － (－) | － (－) | 8 (4) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 8,250 (5,250) | 8,250 (5,250) | － (－) | － (－) | 4 (3) |
| 合 計 (うち社外役員) | 84,375 (18,750) | 84,375 (18,750) | － (－) | － (－) | 12 (7) |

(注) 1. 上表には、2020年6月26日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。

2. 役員の報酬限度額は、2016年6月25日開催の株主総会決議を追認して、取締役報酬限度額は年間総額100百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役報酬限度額は年間総額15百万円以内としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名です。

②当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を、以下の通り決議しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、年額の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。原則として報酬年額の12分の1を毎月社員の給与の支払日に支払う。

c. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標KPIを反映した現金報酬とし、各事業年度の会社の事業計画及び各役員が担う計画（営業利益など）の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて取締役会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

d. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参考とする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、取締役会において検討を行う。取締役会（e.の委任を受けた代表取締役社長）は検討内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、業績連動報酬等の支給については、原則として、当社業績が黒字化されることを前提とし、黒字化した場合、改めて、取締役会において検討を行うものとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

- ④ 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役の篠原健氏は、あわ共同法律事務所のパートナー弁護士ですが、兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。
 - ・社外取締役の岸井幸生氏は、岸井幸生公認会計士事務所代表及びLBAアドバイザー(株)の代表取締役ですが、各兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。
 - ・社外取締役の小南欽一郎氏はテック&フィンストラテジー(株)代表取締役ですが、兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。
 - ・社外監査役の山本昇平氏は、(株)Necustoの代表取締役ですが、兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 取締役会への出席状況 | 監査役会への出席状況 | 活動状況及び役割 |
|-----|--------|------------|------------|---|
| 取締役 | 板東 良彦 | 14回中14回 | — | 出席した取締役会において、製薬企業での豊富な経験と実績を活かし、適宜必要な発言を行っております。 |
| 取締役 | 篠原 健 | 14回中14回 | — | 出席した取締役会において、弁護士としての専門性に基づく豊富な経験と実績を活かし、適宜必要な発言を行っております。 |
| 取締役 | 岸井 幸生 | 14回中14回 | — | 出席した取締役会において、公認会計士及び税理士としての専門性に基づく豊富な経験と実績を活かし、適宜必要な発言を行っております。 |
| 取締役 | 小南 欽一郎 | 14回中14回 | — | 出席した取締役会において、投資銀行業務におけるバイオ分野での豊富な経験と実績を活かし、適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 前田 真明 | 11回中11回 | 9回中9回 | 出席した取締役会及び監査役会において、銀行での豊富な経験と実績を活かし、適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 山本 昇平 | 14回中14回 | 12回中12回 | 出席した取締役会及び監査役会において、製薬企業での豊富な経験と実績を活かし、適宜必要な発言を行っております。 |

(注) 監査役前田真明氏の取締役会及び監査役会への出席状況は、2020年6月26日の監査役就任以降、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の回数を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

(2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 14百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下の通りであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

毎月開催される取締役会には、原則として全ての役員が出席するものとし、各取締役は職務の執行状況について報告し、監査役は取締役の職務の執行状況を監督する。また、監査役による日常の業務監査によって、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているか監視する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報及び文書については、文書管理規程及び機密情報管理規程に従い適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制とする。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行うものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、リスク管理責任者並びにリスクへの対応手続を明確化することで、部署横断的なリスク管理体制を構築する。定期的なリスク管理に関する情報共有の場を設け、リスクを低減するための施策を講じるほか、実際にリスクが顕在化した場合には、リスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等についてリスク管理責任者が検討を行い、直ちにトップマネジメントその他の関係者に報告される体制とする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、経営理念及び経営基本方針に基づき毎年策定される年度事業予算に従い、各業務執行ラインにおいて目標達成のための活動を行うものとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、業績報告を通じて定期的に検証を行う。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程において定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全役員に配付される体制をとるものとする。

日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づいて権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに従い業務を遂行するものとする。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全使用人に法令及び定款の遵守を徹底させるため、コンプライアンス規程を制定し、行動基準の周知を図るとともに、万が一コンプライアンスに関連す

る事態が発生した場合には、速やかに監査役、顧問弁護士及びトップマネジメントに報告される体制を構築する。また、これらの実効性を高めるため、定期的に研修会を開催し、コンプライアンスに対する関心と知識の向上を図るものとする。同時に、内部通報制度を導入し、法令及び定款に違反する行為を早期に発見できる体制を構築する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査を担当する内部監査人を監査役の職務を補助すべき担当とし、監査役の求めに応じて内部監査スタッフがその任に当たる。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等については、事前に監査役会の同意を得るものとする。また、当該使用人の人事評価に際しては、監査役の意見を聴取するものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。なお、当該報告及び情報提供の主なものは、次の通りとする。

イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

ロ. 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況

ハ. 内部監査部門の活動状況

ニ. 重要な会計方針、会計基準及びその変更

ホ. 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容

ヘ. 内部通報制度の運用及び通報の内容

ト. 稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底する。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役、内部監査人及び監査法人の三者による意見交換会を定期的に開催するものとする。また、監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を聴取する機会を与えられるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

取締役会は社外取締役4名を含む8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しており、各業務執行取締役から業務執行の状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。当事業年度の取締役会は14回開催されました。

取締役会とは別に毎月1回以上、当社の業務執行取締役及び主な幹部社員による会議を開催し、当社の経営状況や経営課題に関してより具体的に情報共有し、活発な質疑応答、意見交換を通して当社の職務執行の適正及び効率性の確保に努めました。また、監査役が当会議に出席し、その内容について情報共有を図り、意見交換を行いました。

監査役会では、代表取締役社長と定期的に業務執行の状況に関する意見交換を行いました。監査役が重要な会議に出席した結果に関して、適宜、監査役会へ報告するなど情報共有を図り、必要に応じて意見交換を行いました。

コンプライアンスに対する取り組みに関しては、当社の内部監査担当が、内部監査計画に基づき、各部門に対して法令、定款、規程等の遵守状況の監査を行い、その結果を代表取締役社長、監査役会に対して報告し、必要に応じて改善を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は創業以来、株主に対する剰余金の配当を実施しておりません。また、今後も当面は、企業体質の強化及び研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先し、剰余金の配当は行わない方針であります。

一方で、株主への利益還元については、当社の重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ剰余金の配当を検討する所存であります。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|-----------|---------|------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 2,115,321 | 流動負債 | 82,465 |
| 現金及び預金 | 2,088,612 | 未払金 | 65,730 |
| 前払費用 | 7,028 | 未払法人税等 | 15,219 |
| その他 | 19,681 | 預り金 | 1,515 |
| 固定資産 | 45,871 | 負債合計 | 82,465 |
| 有形固定資産 | 41,594 | (純資産の部) | |
| 建物 | 28,686 | 株主資本 | 2,077,315 |
| 構築物 | 1,724 | 資本金 | 3,291,042 |
| 工具、器具及び備品 | 3,217 | 資本剰余金 | 3,271,042 |
| 減価償却累計額 | △7,466 | 資本準備金 | 3,271,042 |
| 土地 | 15,432 | 利益剰余金 | △4,484,641 |
| 無形固定資産 | 12 | 繰越利益剰余金 | △4,484,641 |
| ソフトウェア | 12 | 自己株式 | △126 |
| 投資その他の資産 | 4,264 | 新株予約権 | 1,411 |
| 差入保証金 | 3,021 | 純資産合計 | 2,078,727 |
| 長期前払費用 | 1,243 | 負債純資産合計 | 2,161,192 |
| 資産合計 | 2,161,192 | | |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------|---------|-----------|
| 事 業 収 益 | | 300,000 |
| 事 業 費 用 | | |
| 研 究 開 発 費 | 866,921 | |
| その他の販売費及び一般管理費 | 285,310 | 1,152,231 |
| 営 業 損 失 (△) | | △852,231 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 227 | |
| そ の 他 | 211 | 438 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 43 | |
| 為 替 差 損 | 3,424 | |
| 株 式 交 付 費 | 4,111 | 7,578 |
| 経 常 損 失 (△) | | △859,372 |
| 税引前当期純損失 (△) | | △859,372 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,213 | 3,213 |
| 当 期 純 損 失 (△) | | △862,585 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|--------------------------|-----------|-----------|-------------|--------------|------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金合計 |
| | | | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 2,849,185 | 2,829,185 | 2,829,185 | △3,622,055 | △3,622,055 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 新 株 の 発 行 (新株予約権の行使) | 441,856 | 441,856 | 441,856 | | |
| 当期純損失 (△) | | | | △862,585 | △862,585 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 441,856 | 441,856 | 441,856 | △862,585 | △862,585 |
| 当 期 末 残 高 | 3,291,042 | 3,271,042 | 3,271,042 | △4,484,641 | △4,484,641 |

| | 株 主 資 本 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|--------------------------|---------|-----------|-------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | △126 | 2,056,188 | - | 2,056,188 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 新 株 の 発 行 (新株予約権の行使) | | 883,713 | | 883,713 |
| 当期純損失 (△) | | △862,585 | | △862,585 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | 1,411 | 1,411 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | 21,127 | 1,411 | 22,539 |
| 当 期 末 残 高 | △126 | 2,077,315 | 1,411 | 2,078,727 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物 | 9年～34年 |
| 構築物 | 9年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～15年 |

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(2) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② 外貨建金銭債権債務

期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 ー
- (2) その他の情報

減損の要否に係る判定単位である独立したキャッシュ・フローの生成単位については、単一事業であるため全社を一つの単位として資産のグルーピングを行っております。

固定資産に減損の兆候が存在する場合、その減損の要否の判定は、将来事業計画により見積もられた将来キャッシュ・フローを基礎として行うこととなります。当該将来事業計画は、新型コロナウイルス感染症の拡大や収束時期の見通し、将来の経済情勢や経営環境の著しい変化、これらの各パイプラインへの影響などによる重要な不確実性を考慮に入れた一定の仮定のもとで設定しております。また、将来事業計画に基づく将来キャッシュ・フローには、割引率及び長期成長率等の一定の仮定の下で見積ることとなります。

これらの仮定は上記の重要な不確実性による影響を受けることにより翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 5,314,600株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 58株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 180,000株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|-----------------------|--------------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 3,798千円 |
| 繰越欠損金 | 1,359,651千円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,363,449千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △1,359,651千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △3,798千円 |
| 評価性引当額小計 | △1,363,449千円 |
| 繰延税金資産合計 | －千円 |
| 繰延税金資産の純額 | －千円 |

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

外貨建ての現金及び預金は、為替変動リスクに晒されております。

金銭債務である未払金は、一部、外貨建てのものがあり為替変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての債権債務に係る為替変動リスクについて、為替相場の状況を継続的に把握しております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時 価 (千円) | 差 額 (千円) |
|------------|------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金 | 2,088,612 | 2,088,612 | — |
| 資産計 | 2,088,612 | 2,088,612 | — |
| (1) 未払金 | 65,730 | 65,730 | — |
| (2) 未払法人税等 | 15,219 | 15,219 | — |
| 負債計 | 80,950 | 80,950 | — |

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

| 種 類 | 会 社 等 の 名 称 または氏名 | 議決権等の所有 (被所有)割合(%) | 関 連 当 事 者 と の 関 係 | 取 引 内 容 | 取引金額 (千円) | 科 目 | 期末残高 (千円) |
|---------------|-------------------------|-----------------------|----------------------|--------------------|--------------|-----|--------------|
| 役員及び その近親者 | 飯塚 健蔵 | 被所有 直接 1.60% | 当社取締役 | 新株予約権の 権利行使 (注) | 12,000 | — | — |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2014年2月23日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 390円87銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | 187円34銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

新株予約権の行使

当事業年度終了後、当社が2020年12月24日に発行した第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の権利行使が行われており、2021年4月16日をもって全ての行使が完了しております。

2021年4月1日から2021年4月16日までの新株予約権の行使の概要は以下の通りであります。

第4回新株予約権

| | |
|-----------------|---------------|
| ①行使された新株予約権の個数 | 1,050個 |
| ②発行した株式の種類及び株式数 | 普通株式 105,000株 |
| ③資本金増加額 | 61,285千円 |
| ④資本準備金増加額 | 61,285千円 |

以上により、発行済株式数は5,419,600株、資本金は3,352,327千円、資本準備金は3,332,327千円となっております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

Delta-Fly Pharma株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

大阪事務所

| | | |
|-------------------|-------|-----------|
| 指 定 社 員 業務執行社員 | 公認会計士 | 古 藤 智 弘 ㊞ |
| 指 定 社 員 業務執行社員 | 公認会計士 | 坂 下 藤 男 ㊞ |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Delta-Fly Pharma株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

Delta-Fly Pharma株式会社 監査役会

常勤社外監査役 前 田 真 明 ⑩

監 査 役 木 村 正 弥 ⑩

社 外 監 査 役 山 本 昇 平 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

| 候補者 番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 株式の株 数 |
|-----------|--------------------------------------|--|-------------------|
| 1 | えしま きよし 江島 清 (1949年8月20日) | 1976年4月 大鵬薬品工業(株)入社 2005年9月 同社 取締役開発センター長 2007年9月 同社 取締役徳島研究センター長 2010年8月 徳島大学産学官連携推進部 客員 教授(現任) 2010年12月 当社代表取締役社長就任(現任) | 775,000株 |
| 2 | いゐ づか けん ぞう 飯塚 健蔵 (1963年3月1日) | 1988年4月 大鵬薬品工業(株)入社 2006年1月 同社 開発三部部長 2012年4月 当社入社 臨床開発部長 兼 東京事 務所長 2013年2月 当社取締役就任 臨床開発担当 兼 東京事務所長 2015年7月 当社取締役常務管理本部長就任 2017年6月 当社代表取締役専務就任 研究開 発管掌 2020年6月 当社取締役就任 研究開発部門担 当(現任) | 85,000株 |
| 3 | まつ えだ やす お 松 枝 康 雄 (1960年9月2日) | 1983年4月 日本ケミファ(株)入社 1985年4月 日本スクイブ(株)(現 Bristol・マ イヤーズ スクイブ(株)) 入社 2013年10月 富士製薬工業(株)入社 2016年8月 当社入社 財務事業開発担当 2017年6月 当社取締役就任 管理管掌 2020年6月 当社取締役就任 事業戦略部門担 当(現任) | — |

| 候補者 番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 株式の株 数 |
|-----------|---|---|-------------------|
| 4 | くろ たき けん いち 黒 滝 健 一 (1965年6月29日) | 1989年4月 日本勧業角丸証券(株)(現みずほ証券 (株))入社 2011年7月 同社 引受部 副部長 2013年1月 同社 IB業務推進グループ及び投 資銀行業務管理部 ディレクター 2014年4月 同社 企業推進第二部 ディレク ター 2019年9月 当社入社 管理・財務担当 2020年6月 当社取締役就任 管理部門担当(現 任) | — |
| 5 | ばん どう よし ひこ 板 東 良 彦 (1948年12月27日) | 1971年4月 大鵬薬品工業(株)入社 2009年4月 多摩市立コミュニティセンター ゆう桜ヶ丘 事務長 就任 2016年6月 当社社外取締役就任(現任) | — |
| 6 | きし い さち お 岸 井 幸 生 (1979年1月23日) | 2002年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査 法人トーマツ)入所 2007年10月 岸井幸生公認会計士事務所設立 代表(現任) 2008年2月 税理士法人LBAパートナーズ設立 代表社員就任(現任) 2010年4月 LBAアドバイザー(株) 代表取締役就任(現任) 2017年6月 当社社外取締役就任(現任) 2020年6月 元旦ビューティ工業(株) 社外監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 岸井幸生公認会計士事務所代表 LBAアドバイザー(株)代表取締役 | — |

| 候補者 番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 株式の株数 |
|-----------|--|--|---------------|
| 7 | こみなみ きんいちろう 小南 欽一郎 (1967年1月20日) | <p>1994年4月 東京大学大学院 理学研究科 教務補佐員</p> <p>1994年7月 英国 王立癌研究所 博士取得後研究員</p> <p>1998年9月 九州大学 生体防御医学研究所 文部教官助手</p> <p>2001年6月 野村証券(株)入社 野村リサーチ・アンド・アドバイザー リー(株)出向</p> <p>2011年6月 同社 投資部 エグゼクティブ ディレクター</p> <p>2013年4月 野村証券(株) 金融公共公益法人部</p> <p>2015年8月 みずほ証券(株) 法人グループ ディレクター</p> <p>2017年9月 テック&フィンストラテジー(株)設 立 代表取締役 (現任)</p> <p>2017年10月 セルスペクト(株) 取締役 (現任)</p> <p>2018年6月 当社社外取締役就任 (現任) (株)ペルセウスプロテオミクス 社外取締役 (現任)</p> <p>2019年8月 (株)Veritas In Silico 社外取締役 (現任)</p> <p>2021年2月 (株)MoroActive 社外取締役 (現 任)</p> <p>(重要な兼職の状況) テック&フィンストラテジー(株)代表取締役</p> | — |
| 8 | ※ たに ぐち あき ひと 谷口 明史 (1976年10月28日) | <p>2004年10月 北浜法律事務所 (現北浜法律事務 所・外国法共同事業) 入所</p> <p>2007年1月 弁護士法人北浜法律事務所東京事 務所移籍</p> <p>2012年1月 同事務所 パートナー就任 (現任)</p> <p>2017年12月 (株)アーバンビジョン (現(株)Liv-up) 社外監査役就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士法人北浜法律事務所 パートナー弁護士</p> | — |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 板東良彦氏、岸井幸生氏、小南欽一郎氏及び谷口明史氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
- ①板東良彦氏は、製薬企業での豊富な経験と知識や公共施設での運営をもとに、業務を執行する経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言及び意見をいただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- ②岸井幸生氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と実績をもとに、業務を執行する経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言及び意見をいただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ③小南欽一郎氏は、バイオ分野における国内外での研究経験に加えて、バイオベンチャー企業への投資銀行業務等で培った専門的知識と経験をもとに、業務を執行する経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言及び意見をいただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ④谷口明史氏は、弁護士としての豊富な経験と実績をもとに、業務を執行する経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言及び意見をいただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 板東良彦氏、岸井幸生氏及び小南欽一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって板東良彦氏が5年、岸井幸生氏が4年、小南欽一郎氏が3年となります。
6. 当社は、板東良彦氏、岸井幸生氏及び小南欽一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。また、谷口明史氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

7. 社外取締役候補者の板東良彦氏、岸井幸生氏及び小南欽一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、谷口明史氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で締結しており、今後2022年1月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしており、その他の内容につきましては、事業報告（16ページを参照）に記載の通りであります。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株数 |
|------------------------------------|--|---------------|
| こばやし かつ ゆき 小林 克行 (1982年9月6日) | 2004年3月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2010年1月 公認会計士小林克行事務所設立 代表（現任） 2016年3月 ベリフィケーションテクノロジー(株) 社外監査役就任（現任） 2017年8月 あかりパートナーズ(株)設立 代表取締役就任（現任） 2019年3月 (株)ジェクスヴァル 会計参与就任（現任） 2019年12月 小林克行税理士事務所設立 代表（現任） (重要な兼職の状況) 公認会計士小林克行事務所代表 あかりパートナーズ(株)代表取締役 小林克行税理士事務所代表 | — |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小林克行氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしておりますので、同氏が社外監査役に就任した場合には、独立役員として指定する予定であります。
3. 小林克行氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と実績をもとに、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、選任をお願いするものであります。
4. 小林克行氏が監査役に就任した場合には、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で締結しており、今後2022年1月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしており、その他の内容につきましては、事業報告（16ページを参照）に記載の通りであります。小林克行氏が監査役に就任した場合は、当該契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

1. 改定の理由

当社は、2016年6月25日開催の株主総会において、取締役報酬限度額は年間総額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役報酬限度額は年間総額15百万円以内とご承認いただき今日に至っております。

現在の経済情勢の変化及び将来的に専門性やグローバル経験のある役員の登用を考慮して、取締役の報酬限度額は年間総額300百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内）、監査役の報酬限度額は年間総額30百万円以内に、改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）、監査役は3名ですが、第1号議案が原案の通り承認可決されましても、取締役及び監査役の員数に変更はありません。

2. 報酬額改定の内容を相当とする理由

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」（事業報告17～18ページを参照）を定めており、本議案は当該方針に沿うものです。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておらず、本議案の内容は相当であると考えております。

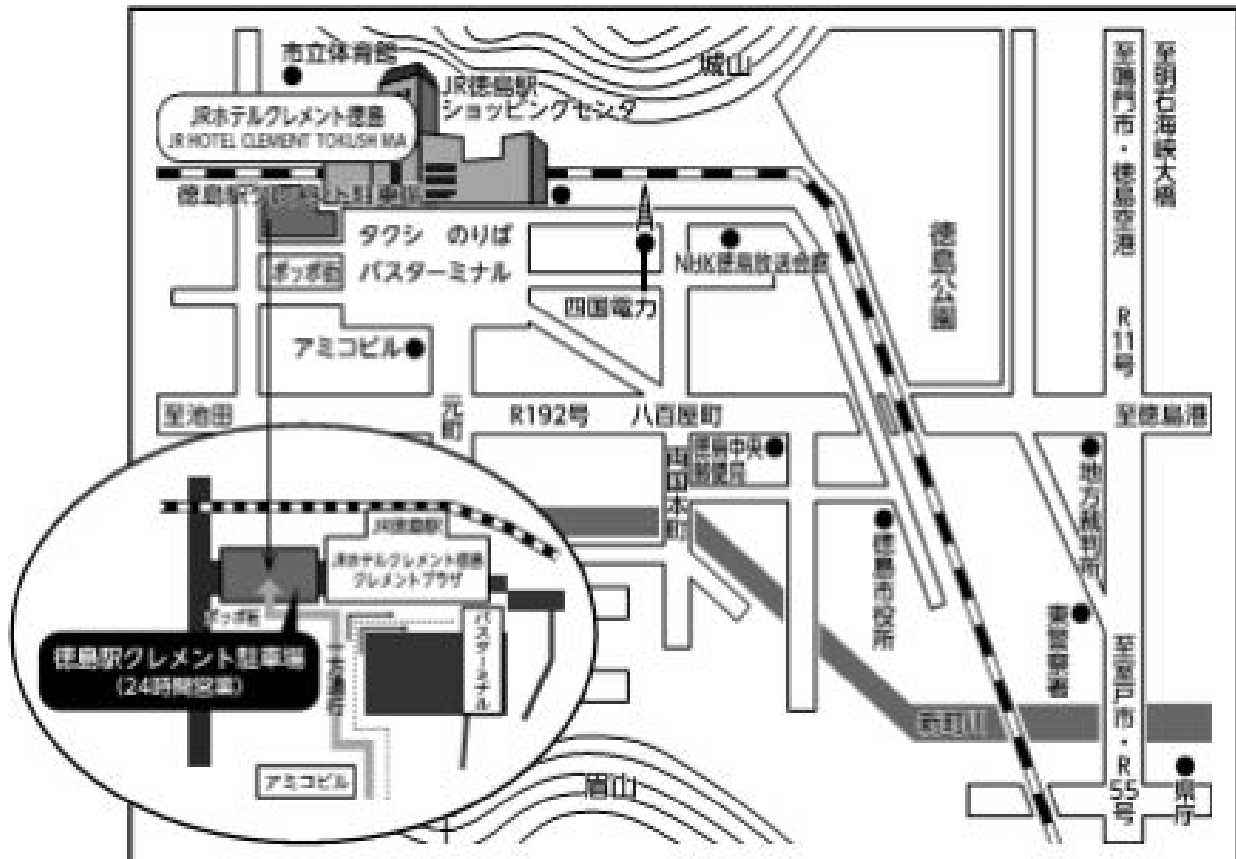
以上

株主総会会場ご案内図

会場：徳島県徳島市寺島本町西1丁目61番地

JRホテルクレメント徳島 4階 クレメントホール

TEL 088-656-3111



| | | |
|----|--------------|--------|
| 交通 | J R 徳島駅 | 徒歩0分 |
| | 徳島空港 | 車で約25分 |
| | 徳島港 | 車で約15分 |
| | 本四道路鳴門インター | 車で約30分 |
| | 徳島自動車道徳島インター | 車で約15分 |

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染症拡大が続いております。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。